主 文 原判決中無罪部分を破棄する。 本件を大阪地方裁判所に差し戻す。

理由

本件控訴の趣意は大阪地方検察庁検事正代理次席検事斎藤周逸作成の控訴趣意書 記載のとおりであり、これに対する答弁は弁護人宮井康雄作成の答弁書記載のとお りであるから、いずれもこれを引用する。

検察官の所論は要するに、道路交通法(以下「法」という。)第一〇九条に規定する保管証(以下「保管証」という。)は有効期間内に限つて同条第二項により免許証と同じ効力を認めうるのであり、更に同法第九五条の規定は右保管証を除く外免許証自体の携帯を必要とする法意と解すべきであるのに、原判決が有効期間を経過した保管証にも免許証と同じ効力を認め、有効期間経過後の保管証を携帯する場合法第九五条に違反しないとしたのは、法第一〇九条の解釈適用を誤り、ひいては法第九五条、第一二一条第一項第一〇号を適用しなかつた違法があるものであつて、その誤りは判決に影響を及ぼすことが明らかであるから、到底破棄を免れないというのである。

よつて考察するに、法第九五条が運転免許を受けた者に免許証の携帯義務を課し たのは、自動車等(自動車および原動機付自転車をいう。以下同様。)の運転が公 安委員会の免許を受けた適格者による運転であるかどうかを、免許証携帯の有無に より劃一的に判別することができるようにし、無免許者の運転を排除しようとする 道路交通取締の目的に出たものであり、同条は、その立法趣旨からいつても、法文 どおり免許証そのものの携帯を義務づけたものとみるべきであつて、他の手段によ り運転者が免許を有することを立証して免許証の携帯に代えることをも許容したものとは解されない。しかし、法第一〇九条第一項によつて、警察官は、自動車等の運転者が自動車等の運転に関し法の罰則に触れる行為をしたと認めるときは、その 現場において、免許証の提出を求めこれを保管することができるのであるから、 察官の要求に応じて免許証を提出しその保管を承諾した者が自動車等を運転する場 合、免許証を携帯するに由ないため、同条第二項は、免許証を携帯できない間の 時的な例外措置として、警察官の交付した保管証をもつて法第九五条の規定の適用 につき免許証とみなすことを規定したものと解せられるのであつて、原判決のいう ように、保管証が免許を有することの証明力の点において免許証と異ならないところから免許証とみなされたものと解するのは正当でない。保管証をもつて免許証と みなすべき必要は、右のように警察官が適法に免許証を保管しているため提出者が 免許証を携帯できない期間に限られるのであり、法第一〇九条第三項が「当該警察 官は、第一項の規定により保管した免許証の提出者が当該警察官の指定した日時及 び場所に出頭したとき、又は当該日時が経過した後においてその提出者から返還の 請求があつたときは、当該免許証を返還しなければならない。」と規定し、同条第 六項に基づく法施行令第四一条第一項が保管証の有効期間を保管証交付の日から起 算して一〇日と定めたことに徴すると、警察官は免許証の提出者に対し保管証の右 有効期間以内の日時を指定して出頭を指示するのが本則であり、免許証の提出者が その指示どおり出頭したときは免許証の返還を受けることができるし、指定の日以 後でも免許証の返還を請求することができ、従つて、右の提出者といえども保管証 の有効期間が経過するまでには免許証の返還を受けてこれを携帯できる筋合である から、右有効期間の経過とともに法第九五条の原則に戻り、免許証そのものの携帯

以上の次第であるから、原判決には法第一〇九条の解釈を誤つた結果法第九五条第一項、第一二一条第一項第一〇号を適用しなかつた違法があり、この誤りは判決に影響を及ぼすことが明らかであるから、論旨は理由がある。

に影響を及ぼすことが明らかであるから、論旨は理由がある。 よつて刑事訴訟法第三九七条第一項、第三八〇条、第四〇〇条を適用して、主文 のとおり判決する。

(裁判長裁判官 竹沢喜代治 裁判官 浅野芳朗 裁判官 佐々木史朗)